第 11 期　　２０２２年度

事業計画

（2022 年 4 月 1 日～2023 年 3 月 31 日）

社会福祉法人地域で一緒に暮らそう会

2022年　事業計画の概要

理念

「利用者の尊厳・・・人が人として平等に生きる権利」

人と人とのふれあい（関係性）の豊かさ（深さと拡がり）をつくり、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、支えあい、助け合い自立した生活を地域社会において営むことができるよう伴走型の支援を大切にしていきます。

各事業の使命

１）利用者が本来有している能力を生かし、地域の中で、その人らしい生き方、暮らしが出来るよう、その期待に応じて支援します。

２）職員の福祉に対する思いを認め、福祉現場で「生きて働く能力」の育成のため、「事実」や「具体」に即してチームのビジョンに沿って考える研修を行い、実践力を身に付け、福祉後継者を育成します。

３）利用者の保護者と施設との意思の疎通をしっかり図り、共に協力して、事業の進展を図ります。

４）地域に対し「目に見えない障がいへの理解促進」を図り、法人への存在価値につながるよう福祉力（福祉マインド）を醸成します。

５）事業活動を通して地域経済に寄与し、経済を活性化させます。

職員の心得

１）利用者の人権を尊重し、利用者の現実社会での生活を、より良くするための支援に、全力で努力します。

２）生き生き仕事に臨み、職場環境の改善に努め、職員一人ひとりが自分の役割を常に自覚し、自由な発想と柔軟な思考で実践し、常に前向きに創意工夫をこらした実践力を高めます。

３）利用者や地域の中で常に「課題」意識を持ち、また、組織体制の中に改善の余地があると判断した場合は、意欲的に改善を進めるとともに、介護力向上に努めます。

４）地域に頼りにされ、求められる法人・事業者の構成員としての自覚と誇りを持ち、職務に専念します。

５）職員ひとり一人が、単なる「人材」から、法人の「人財」となるよう常に目標を定め、成長を加速させます。

６）日頃より常に「エコ」意識をと、コスト意識をもち、法人の財政基盤安定に貢献しま

す。
７）明るく楽しい職場環境づくりをめざして、常に笑顔と挨拶を励行します。

事業運営

（１）第２種社会福祉事業
①障がい福祉サービス事業の経営　②相談支援事業の経営
③移動支援事業の経営　　④障がい児通所支援事業の経営
（２）公益を目的とする事業
①地域生活支援事業　②共生型事業（ふれあい食堂）
③レスパイト事業

取り巻く環境と当法人の取組

当法人は地域共生社会の実現を目指し、「共に生きる」を法人理念にその実現のために事業の提供を積極的に行ってきました。

昨年度も新型コロナウィルス感染の蔓延に伴い、当法人においても、事業活動を展開する上で多くの制約を受け、利用者はもとより職員も「我慢」の1年となり、中止せざる負えない事項も多々ありました。幸いにも最重要事項として取組んできました新型コロナウィルス感染拡大防止対策を基に、感染拡大には至っておりませんが、**人対人**の接点が欠かせない福祉サービス事業を行っている当法人にとっては、ストレスのかかる日々が続いています。今後も国内における感染の流行等が終息するまでの期間、新型コロナウィルスをめぐる状況を的確に把握し、国・道・市町村や他の事業者と一丸となって感染症対策を進めていきます。

事　業　計　画

2022年度法人目標

新型コロナウィルス感染対策

職員の定着・育成と自己実現が叶う職場づくり

「新型コロナウィルス感染拡大防止」

昨年同様に２０２２年度においても、十分な感染防止対策を前提として利用者に対して

必要な各種サービスを継続的に提供します。また、感染防止に向けた取組を徹底する観点から、以下のような感染防止に向けた取組を日頃より行います。
（感染症対策の再徹底）
〇感染の疑いについてより早期に把握できるよう、日頃から利用者の健康の状態や変化の有無等に留意すること。
〇感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討するため、部門調整会議等の開催により、感染拡大防止に向けた取組方針の再検討や各事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための「衛生マニュアル」等の指針に基づく取組の再徹底を行うこと。
〇感染防止に向け、職員間での情報共有を密にし、感染防止に向けた取組を職員が連携し取組を進めること。
〇感染者が発生した場合に積極的疫学調査への円滑な協力が可能となるよう、症状出現後の接触者リスト、利用者のケア記録（体温、症状等がわかるもの）、直近2週間の勤務表、施設内に出入りした者等の記録を準備しておくこと。
〇発熱等の症状により感染が疑われる職員等がいる場合は、保健所に報告して指示を求めること。また、最新情報を収集し、職員等に情報提供すること。
〇職員、利用者のみならず、面会者や委託業者等、職員などと接触する可能性があると考えられる者含めて、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等により、感染経路を断つことが重要であり、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」等を参照の上、対策を徹底すること。
〇職員は、各自出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底すること。なお、過去に発熱が認められた場合にあっては、解熱後24時間以上が経過し、咳などの呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該職員の健康状態に留意すること。該当する職員については、管理者に報告し、確実な把握を行うよう努めること。
ここでいう職員とは、利用者に直接介護サービスや障害福祉サービス等を提供する職員だけでなく、事務職や送迎を行う職員、調理員等、当該事業所のすべての職員やボランティア等含むものとする。
〇発熱や呼吸器症状により感染が疑われる職員等については、「新型コロナウィルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について」（令和２年２月17日厚生労働省子ども家庭局総務課少子総合対策室ほか連名事務連絡）を踏まえて適切に対応すること。
〇職場はもとより、職場外でも感染拡大を防ぐための取組を進めることが重要であり、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等の対応を徹底すること。
〇職員が感染源となることのないよう、症状がない場合であっても利用者と接する際にはマスクを着用すること。食堂や詰め所でマスクをはずして飲食をする場合、他の職員と一

定の距離を保つこと。
〇委託業者等についても、物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことが望ましく、施設内に立ち入る場合については、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には入館を断ること。
〇面会者や業者等の施設内に出入りした者の氏名・来訪日時・連絡先については、感染者が発生した場合に積極的疫学調査への協力が可能となるよう記録しておくこと。

「職員の定着・育成と自己実現が叶う職場作り」

「質の高い福祉サービス」を担うためには、法人が有する「人材」であり、将来の法人の姿を考えると、法人の成長には「人材の定着・育成、成長」にかかっています。

人材の定着・育成を考えるにあたり、法人の職場環境（福利厚生等）や人事制度を随時見直し、職員の仕事に対するモチベーションを向上させるための研修等が重要だと考えます。

そこで今年度は

①定着・育成につながる職場環境向上について

・職員採用（募集）の基本に戻り、当法人のアピールを積極的に行う
（ホームページでの募集欄の見直し等を含む）

①ライフステージの変化（育児介護等）に合わせた働き方の周知及び提示

②資格取得等キャリアアップを含めた奨学金貸与制度の周知及び資格取得試験等に対する特別休暇制度の研究

③仮称）就職準備金貸付制度の創設

④新採用職員研修の充実

⑤ICTの積極的活用（ﾍﾟｰﾊﾟｰﾚｽ化）及びスピード感のある情報の共有化

⑥仕事への誇りを持たせるための研修（eランニングの導入）

②人事制度（キャリアパス制度）の実践運用

・業務への取組や個人目標の成果等を確認するとともに、今後の処置や計画を明確に記した「キャリアパスシート」の作成（全職員）

・「キャリアパスシート」に基づく面接の導入

・「キャリアパスシート」の上司評価を行うための評価者研修

主な計画（法人本部）

①評議員会・理事会の開催と運営

理事長による職務の遂行状況を理事会に報告（年２回以上）

事業活動の状況、事業執行の課題、行政等への届出、予算の執行率など。

②グループホーム（かのん）の屋根塗装

③各種障がい者福祉助成金への積極的な応募
④求人対策の継続と定着率向上
・65歳定年制の検討
・通年募集
・処遇改善手当配分方法の一部見直し
・実習生の受入（管内だけではなく管外にもPR）
・各事業の職員交流研修（例：生活介護職員→児童デイ）
・インターンシップの積極的受入
⑤財務管理
・会計処理の適正化
顧問税理士による指導・相談・外部監査
・会計基準による会計処理
会計基準に基づく予算執行と決算処理
・契約の透明性の確保
定款及び経理規程の遵守
経費等の契約更新に向けた内容検討
⑥事業経営の透明性の推進
・事業経営状況等のホームページ等による公表
⑦非常時対策
・食料備蓄品の補充
・災害訓練の内容充実
⑧新規事業に向けた建設準備委員会の設置
⑨業務継続計画（BCP）の作成（令和6年度まで）準備

２０２２年度　各事業計画

第２種社会福祉事業

放課後等デイサービス「きらきらはうす」

定員	開設日	責任者
１０名	月～金曜日（土・日・12/30～1/4　休日）	細川大一郎
開所年月日	**開設時間**	**スタッフ数**
H25.04.02	９：００～１７：００（17：45延長あり）	5名

基本方針	子ども達の「楽しそう」「やってみたい」「できた」の気持ちを大切に日常生活における基本動作及び知識技能を習得し、並び

	に集団活動に適応することができるよう支援する。また、生活能力向上の為に必要な経験ができるような環境を提供し、社会との交流を図ることができるよう、当該児の心身及び精神の状況並びにそのおかれている環境に応じて適切かつ効果的な指導・訓練を行う。
事業内容	①生活能力向上の為の訓練。 ②社会参加の機会の提供。 ③家族の安定と仲間づくりの支援。 ⑤関係機関との連携や、情報提供、相談活動。 ⑥健康管理。（虐待等の早期発見） ⑦コミュニケーション技能の習得。 ⑧心身の発達等を促す「音楽療法」の導入
療育方針	**（はぐ）** ①集団における役割を担う。 ②余暇時間の過ごし方を身に着ける。 ③様々な社会資源を活用し体験する機会を提供することで、活動の範囲を広げる。 ④自分の気持ちの伝達の仕方や欲求の発散方法を見つける。 ⑤正しい感染症予防対策の習得。 **（きらきら）** ①自分でできたと感じられる排泄支援。 ②基本的運動機能・体力を養う。（間隔・運動・模倣・制作遊びなど） ③小集団生活適応訓練（他者を意識した遊びや順番を待つなど） ④自己表現の方法を見つける。 ⑤感染症予防のための確実なる支援。
指導方法	①学校又は病院等関係機関との**情報交換及び連携**を図る。 ②個々の特性に応じた遊びや活動を**個別支援計画に基づき**実施する。（必要に応じ音楽療法の個別療育や小集団療育の実施） ③安全に配慮しクッキングや散策など様々な体験をすることで**「楽しい」経験**を広げられるようにする。 ④集団における過ごし方を身に着けられるように、お手伝い・係活動などを行うことで**集団における役割を担う機会**を作る。 ⑤得意な分野の内容を広げる遊びや活動を見つけ提供する事で、**自信を持って楽しく過ごせる**ように支援する。 ⑥家族との個別懇談を行い、悩みや**状況把握**をする。

安全対策	事故や災害に対する認識を深め、救急救命講習や避難訓練を計画的に実施し、事故・災害による被害を最小限にとどめるように努めるとともに、施設整備の保全に万全を期す。
保健衛生	送迎前の自宅での検温及び来所時の体温等新型コロナウィルス感染症の対策を中心に健康チェックを実施し、疾病の早期発見に努める。また、せきエチケット・うがい・手洗い・衣服調整等の意識づけを行い、規則正しい生活習慣の確立を図る。
職員研修	職員の資質・援助技術や専門技術、支援に対する意識向上を図るため、ケース会議・勉強会などの施設内研修及びeラーニング活用の個別研修を中心にスキルアップにつなげる。また、種々の資格取得について奨励し支援する。
権利擁護の推進及び個人情報の適正な取扱い	自己の職業倫理の原則として、人権尊重・権利擁護・自立支援・幸福追求を認識し、法人の「倫理規程」に基づく**倫理綱領及び行動指針並びに個人情報管理規程の遵守**はもとより、事業所内虐待の未然防止を目指して設けた、虐待マニュアルを適切に理解し、その予防への意識を深めると同時に、児童一人一人の人権を重く受け止め、全職員が児童への虐待、体罰、いじめ、差別などの**人権侵害行為を決して行わない**ことを心から誓い、支援を展開する。また、児童の人権擁護を積極的に推進し、関係機関との連携を基に相談・苦情等の適切な解決を図る。 　児童及び家族の個人情報保護については、「個人情報管理規程」により、個人情報にかかる安全措置の概要、職員教育計画、児童及び保護者等からの開示等の手続き、第三者提供の取り扱い、苦情等問題発生時の対応等について具体的に定めており、これを適正に遵守する体制を効果的に構築する。
法令遵守	放課後等デイサービスガイドラインに則って事業を実施する。

居宅介護事業所「きらきらはうす」

居宅介護・重度訪問介護・行動援護・移動支援事業

定員	開設日	責任者
	月～日曜日（12/30～1/4　休日）	植松　智恵子
開所年月日	**開設時間**	**スタッフ数**
H24.4.1	基本：　２４時間対応	19名

基本方針	利用者が**居宅において日常生活を営む事が出来るよう**、身体その他の状況及びそのおかれている環境に応じて、入浴、排泄

	及び、食事等の**介護**を行う。また、調理、洗濯及び掃除等の家事支援、生活等における**相談及び助言並びに外出時の介護**を適切に行う。
事業内容	**居宅介護** 　個別支援計画を作成し、障がい者等の居宅において入浴・身体の清拭・洗髪・排泄・食指・衣服の着脱、その他必要な身体の介護や通院時の介助等を利用者に負担やストレスを与えずに支援する。 **重度訪問介護** 　重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい者若しくは精神障害により**行動上著しい困難を有する障がい者**であって、常時介護を必要とする障がい者（児）が食事や排泄などの**身体介護**、調理や洗濯などの**家事支援**、外出時における**移動介護**等を**総合的**に行う。 **行動援護** 　知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護を要するものにつき、当該**障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するため**に必要な援護、外出時における移動中の介護、排泄及び食事等の介護その他の当該障がい者等が行動する際の必要な援助を行う。 **移動支援** 　社会生活上必要不可欠な外出や社会参加促進を目的とした外出等を、**本人の特性やニーズに合わせ、安全面に考慮**し支援する。
事業計画	①利用者のニーズをもとに個別支援計画を立て日々のミーティングや毎月の支援会議等で、支援内容について意見交換・検討をする。そしてその計画にそって支援を行う。 ②利用者に関しての情報共有を周知徹底する（状態の変化、環境や家庭の変化等）と共に、利用者の身体の状況及び、メンタルな部分を充分に把握し、配慮することに努め安全第一とする。さらに、他事業所との連携を強めるため、利用者ニーズ等の把握時に、他事業所との情報共有を行う。 ③利用者や家族等のニーズ（必要性や要望）に幅広く応じることができるように実践力を高めていく。

	④利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を心がける。 ⑤新たな職員に対し、利用者についての基本情報や介助方法の伝達と学習を定期的に行い職員育成を図る。
安全対策	事故や災害に対する認識を深め、救急救命講習や避難訓練を計画的に実施し、事故・災害による被害を最小限にとどめるよう努める。また、外出先での災害等に対してのマニュアル等の作成の検討を行う。さらに新型コロナウィルス等感染症に関する正確な情報を随時把握し、職員間でリスクの共有を図るとともに、利用者の家庭との連携を密にする。
保健衛生	① 外出先等でのマスクの着用・手洗いの徹底、人が密に集まる空間に外出しない等、感染症に対する予防を確実に行う。 ② 訪問時の利用者及び家族の体温等を中心とした体調を、家族や利用者本人に確認し、疾病や新型コロナウィルス等の感染症の早期発見を行う。
職員研修	居宅において重度の障がい者等の支援を行う機会が多いことから職員の資質・援助技術や専門技術、支援に対する意識向上を図るため、ケース会議・勉強会などの施設内研修やeランニングによる個別研修を行いキャリアアップに努めるほか、各種研修会の参加を奨励する。また、種々の資格取得について奨励し支援する。
権利擁護の推進及び個人情報の適正な取扱い	自己の職業倫理の原則として、人権尊重・権利擁護・自立支援・幸福追求を認識し、法人の「倫理規程」に基づく倫理綱領及び行動指針並びに個人情報管理規程の遵守はもとより、事業所内虐待の未然防止を目指して設けた、虐待マニュアルを適切に理解し、その予防への意識を深めると同時に、利用者一人一人の人権を重く受け止め、全職員が利用者への虐待、体罰、いじめ、差別などの人権侵害行為を決して行わないことを心から誓い、支援を展開する。また、利用者の人権擁護を積極的に推進し、相談・苦情の適切な解決を図る。 利用者及び家族の個人情報保護については、「個人情報管理規程」により、個人情報にかかる安全措置の概要、職員教育計画、利用者及び保護者等からの開示等の手続き、第三者提供の取り扱い、苦情等問題発生時の対応等について具体的に定めており、これを適正に遵守する体制を効果的に構築する。

音更町第２子供発達支援センター　　「てぃくたく」

定員	開設日	責任者
児童発達１８名 放デイ　１４名	原則　月～金曜日（土・日・祝日・12/30～1/4　休日）	寺井　美紀
開所年月	**開設時間**	**スタッフ数**
H26.02	児童発達）9：00～14：00 放デイ）14：00～18：00	10名

基本方針	子ども達の「楽しそう」「やってみたい」「できた」の気持ちを大切に日常生活における**基本動作及び知識技能を習得**し、並びに**集団活動に適応**することができるよう支援する。また、生活能力向上の為に**必要な経験ができるような環境**を**提供**し、社会との交流を図ることができるよう、当該児の心身及び精神の状況並びにそのおかれている環境に応じて適切かつ効果的な指導・訓練を行う。
事業内容	**児童発達支援事業** ① 日常生活における基本的動作の指導 ② 日常生活における知識技能習得の指導 ③ 給食を基本にした食育の取組み **放課後等デイサービス事業** ① 生活能力向上の為の訓練。 ② 社会参加の機会の提供。 **共通** ① 家族の安定と仲間づくりの支援。 ② 関係機関との連携や、情報提供、相談活動。 ③ 健康管理。（虐待等の早期発見） ④コミュニケーション技能の習得。
療育方針	**児童発達支援事業** ① 楽しくおいしく食べられる力をつける。 ② すっきりした、自分でできたと感じられる排泄支援。 ③ 心地よい、自分でできた達成感を味わえる着脱支援。 ④ 基本的運動機能・体力を養う。（間隔・運動・模倣・制作遊びなど） ⑤ 小集団生活適応訓練（他者を意識した遊びや順番を待つなど）

	⑥　個別療育（個々の特性に応じて作成された個別支援計画に基づき小集団活動の一部で対応） ⑦「やってみたい」「できた」が得られる、安心感を持てる環境を作る。 **放課後等デイサービス事業** ①　集団における役割を担う。 ②　余暇時間の過ごし方を身に着ける。 ③様々な社会資源を活用し体験する機会を提供することで、活動の範囲を広げる。 ④自分の気持ちの伝達の仕方や欲求の発散方法を見つける。 **家族に対して** ①懇談会や保育所訪問、個別相談を通じて、障がいの特性を理解し受容を促進する。 ②親子行事（療育）などを通じて、家族同士の交流・情報交換の場を提供する。
指導方法	**児童発達支援事業** **①個別療育：希望者及び必要に応じて実施** ・専門家による、発達検査・個別評価を行う。 ・子供が通う幼稚園や保育所、又は病院などとの情報交換及び連携を図る。 ・個々の特性に応じた遊びや活動を個別に計画し実施する。 **②小集団療育** ・母親を中心とした対人関係からの広がりを培う。 ・様々な遊びを通して基本的運動機能の確立及び体力の向上を目指すとともに、友達との交流を通して適切な対人関係を築けるよう支援する。また、日常生活における基本的動作の獲得及び知識技能の習得ができるよう、あらゆる機会を通じて「自分でする」よう促し、励まし、待ち、褒めて支援する。 ・社会体験学習では、クッキングや散策など様々な体験をすることで「楽しい」経験を広げられるようにする。 **放課後等デイサービス事業** ・集団における過ごし方を身に着けられるように、お手伝い・係活動などを行うことで集団における役割を担う機会を作る。 ・社会体験学習では、様々な資源を適切に活用できる機会を

	作るとともに、余暇の充実や将来に向けての期待になるよう支援する。 ・得意な分野の内容を広げる遊びや活動を見つけ提供する事で、自信を持って楽しく過ごせるように支援する。 **家族支援：主に母親** ・個別懇談による悩み、状況などの把握をする。 ・障がいについての勉強会や資料の提供。 **地域療育支援事業** ・言語療法士等専門家との連携により、子供の状況を多角的にとらえることで、スタッフや保護者に助言し、支援の手掛かりにする。
安全対策	事故や災害に対する認識を深め、救急救命講習や避難訓練を計画的に実施し、事故・災害による被害を最小限にとどめるように努めるとともに、施設整備の保全に万全を期す。さらに、新型コロナウィルス感染症に関する正確な情報を随時把握し、職員間でリスクの共有を図るとともに、利用者の家庭との連携を密にする。
保健衛生	送迎前の自宅での検温及び来所時の体温測定等新型コロナウィルス感染症の対策を中心に健康チェックを実施し、疾病の早期発見に努める。また、せきエチケット・うがい・手洗い・衣服調整等の意識づけを行い、規則正しい生活習慣の確立を図る。
職員研修	職員の資質・援助技術や専門技術、支援に対する意識向上を図るため、ケース会議・勉強会などの施設内研修やeランニングによる個別研修を中心にｷｬﾘｱｱｯﾌﾟを図るとともに、各種研修会の参加を奨励する。また、種々の資格取得について奨励し支援する。
権利擁護の推進及び個人情報の適正な取扱い	自己の職業倫理の原則として、人権尊重・権利擁護・自立支援・幸福追求を認識し、法人の「倫理規程」に基づく倫理綱領及び行動指針並びに個人情報管理規程の遵守はもとより、事業所内虐待の未然防止を目指して設けた、虐待マニュアルを適切に理解し、その予防への意識を深めると同時に、児童一人一人の人権を重く受け止め、全職員が児童への虐待、体罰、いじめ、差別などの人権侵害行為を決して行わないことを心から誓い、支援を展開する。また、児童の人権擁護を積極的に推進し、関係機関との連携を基に相談・苦情の適切な解決を図る。 児童及び家族の個人情報保護については、「個人情報管理規

	程」により、個人情報にかかる安全措置の概要、職員教育計画、児童及び保護者等からの開示等の手続き、第三者提供の取り扱い、苦情等問題発生時の対応等について具体的に定めており、これを適正に遵守する体制を効果的に構築する。
法令遵守	児童発達支援ガイドライン及び放課後等デイサービスガイドラインに則って事業を実施する。

地域サポートセンター　　「えがお」

定員	開設日	責任者
生活介護　２５名 就労継続支援B型１０名 児童発達・放デイ　５名 相談支援事業	原則　月～金曜日（土・日・12/30～1/4休日）	小山　真未
開所年月	**開設時間**	**スタッフ数**
H29.04.17	生活介護・就労）8：00～16：00 児童発達・放デイ）　9：00～17：00 相談支援事業）10：00～17：00	24名 4名 １名

①生活介護

基本方針	利用者が自立した日常生活を営む事が出来るよう入浴、排泄及び、食事の介護、創作活動などの機会を提供しその他の便宜を適切かつ効果的に行う。また、地域社会において、他の人々と共生することを妨げられない事など**総合的かつ計画的**な支援を行う。
事業目標	①「笑顔出る、楽しい時間、やさしい時間」の提供。 ②排泄、食事の支援や創作活動によるＡＤＬの維持向上と情緒安定を図る。 ③行事等の実施による気分転換、生活意欲の高揚等を促し、地域において安定した生活が営めるよう支援すると共に、個々のエンパワーメントを尊重し寄り添う。
事業計画	①利用者のニーズをもとに個別支援計画を立て日々のミーティングや毎月の支援会議等で、支援内容について意見交換・検討をする。そしてその計画にそって支援を統一し、短期目標は、６か月で達成することを目指す。

	②利用者に関しての情報共有を周知徹底する（状態の変化、環境や家庭の変化等）と共に、利用者の身体の状況及び、メンタルな部分を充分に把握し、配慮することに努め安全第一とする。 ③行事及び外出を継続し、今まで以上に地域社会との接点を増やしていく。 ④医療的ケア対象利用者に対し看護師による適切なる支援を行う。 ⑤新人職員等に対し、指導職員を配置し、利用者についての基本情報や介助方法の伝達等を行うとともに、利用者の重度化に対応できる職員育成を図る。 ⑥余暇活動等で作った作品等の販売を通じて、障がいの重度、軽度にかかわらず「働くこと」を感じてもらえるような機会を提供する。 ⑦給食を提供し、みんなで楽しく食べることを中心に、栄養バランスに配慮しながら声掛け等を行い、好き嫌いを少なくできる様に支援する。 ⑧日々の活動にポイント制を導入し、自己管理を行うことを中心に、社会人としての意識づけができるよう支援する。
安全対策	事故や災害に対する認識を深め、救急救命講習や避難訓練を計画的に実施し、事故・災害による被害を最小限にとどめるように努めるとともに、施設整備の保全に万全を期す。さらに、新型コロナウィルス感染症に関する正確な情報を随時把握し、職員間でリスクの共有を図るとともに、利用者の家庭との連携を密にする。
保健衛生	① 送迎前の自宅での検温及び来所時の体温測定等新型コロナウィルス感染症の対策を中心に健康チェックを実施し、感染症の罹患の未然防止に努める。また、せきエチケット・うがい・手洗い・衣服調整等の意識づけを行い、規則正しい生活習慣の確立を図る。 ② 看護師配置により通所時のバイタルの測定等を行い、疾病（成人病等も含む）の早期発見に努める。 ③ 食品衛生法に基づき、安全な給食の提供を行う。
職員研修	職員の資質・援助技術や専門技術、支援に対する意識向上を図るため、ケース会議・勉強会などの施設内研修やeランニングによる個別研修を中心にスキルアップを行うとともに、各種研修会の参加を奨励する。また、種々の資格取得について奨励し

	支援する。
権利擁護の推進及び個人情報の適正な取扱い	自己の職業倫理の原則として、人権尊重・権利擁護・自立支援・幸福追求を認識し、法人の「倫理規程」に基づく倫理綱領及び行動指針並びに個人情報管理規程の遵守はもとより、事業所内虐待の未然防止を目指して設けた、虐待マニュアルを適切に理解し、その予防への意識を深めると同時に、利用者一人一人の人権を重く受け止め、全職員が児童への虐待、体罰、いじめ、差別などの人権侵害行為を決して行わないことを心から誓い、支援を展開する。また、児童の人権擁護を積極的に推進し、相談・苦情の適切な解決を図る。 利用者及び家族の個人情報保護については、「個人情報管理規程」により、個人情報にかかる安全措置の概要、職員教育計画、利用者及び保護者等からの開示等の手続き、第三者提供の取り扱い、苦情等問題発生時の対応等について具体的に定めており、これを適正に遵守する体制を効果的に構築する。
行事	６月　花見・９月　夏祭り・１０月ボーリング １２月　クリスマス会・１月　成人を祝う会　他

②　就労継続支援Ｂ型

基本方針	利用者が「働く事」を意識できるような環境を整え本人がより充実した生活を送れるように支援していく。また、経済活動を通して、社会生活上必要とされるマナーや社会ルールを身に着けていく。
事業目標	①就労支援の事業内容（仕事の様子等）を、相談支援事業体等に周知し、利用者増につなげる。 ②昨年度までの販売ルートを確実に継続する。 ③体験利用者の利用を積極的に進め、作業工程表等を作成し利用者にあった作業工程を組み立てる。 ④計画製造ができる様に、製造と在庫のバランスを調整しながら商品の販売先等の開拓を行う
事業計画	①利用者のニーズをもとに個別支援計画を立て日々のミーティング等で、支援内容について意見交換・検討をする。また、その計画にそって支援を統一し、短期目標は、６か月で達成することを目指す。 ②利用者に関しての情報共有に周知徹底する（状態の変化、環境や家庭の変化等）と共に、利用者の身体の状況及び、メンタ

	ルな部分を充分に把握し、配慮することに努め安全第一とする。
安全対策	事故や災害に対する認識を深め、救急救命講習や避難訓練を計画的に実施し、事故・災害による被害を最小限にとどめるように努めるとともに、施設整備の保全に万全を期す。さらに今年度は、新型コロナウィルス感染症に関する正確な情報を随時把握し、職員間でリスクの共有を図るとともに、利用者の家庭との連携を密にする。
保健衛生	①送迎前の自宅での検温及び来所時の体温測定等新型コロナウィルス感染症の対策を中心に健康チェックを実施し、感染症の罹患の未然防止に努める。また、せきエチケット・うがい・手洗い・衣服調整等の意識づけを行い、規則正しい生活習慣の確立を図る。 ②食品衛生法に基づき、商品の生産を行う。
職員研修	職員の資質・援助技術や専門技術、支援に対する意識向上を図るため、ケース会議・勉強会などの施設内研修やeランニングによる個別研修を中心にｷｬﾘｱｱｯﾌﾟを図るとともに、各種研修会の参加を奨励する。また、種々の資格取得について奨励し支援する。
権利擁護の推進及び個人情報の適正な取扱い	自己の職業倫理の原則として、人権尊重・権利擁護・自立支援・幸福追求を認識し、法人の「倫理規程」に基づく倫理綱領及び行動指針並びに個人情報管理規程の遵守はもとより、事業所内虐待の未然防止を目指して設けた、虐待マニュアルを適切に理解し、その予防への意識を深めると同時に、利用者一人一人の人権を重く受け止め、全職員が児童への虐待、体罰、いじめ、差別などの人権侵害行為を決して行わないことを心から誓い、支援を展開する。また、児童の人権擁護を積極的に推進し、相談・苦情の適切な解決を図る。 利用者及び家族の個人情報保護については、「個人情報管理規程」により、個人情報にかかる安全措置の概要、職員教育計画、利用者及び保護者等からの開示等の手続き、第三者提供の取り扱い、苦情等問題発生時の対応等について具体的に定めており、これを適正に遵守する体制を効果的に構築する。

③児童発達・放課後等デイサービス（重症心身障害児）

基本方針	個別活動・レクレーション活動や、入浴サービス等のサービス

	を提供する事で、家庭における保護者の介護負担の軽減を図り、かつ、児童の健全な育成を支援する。
支援方針	①健康と安全の確保 ・看護師によるバイタル測定他医療的ケアの実施。 ・利用児ごとに介護・入浴・食事支援等のマニュアルの作成・随時見直し。 ・関係機関との情報の共有・連携。 ②日常生活：清潔の保持、食事の提供、個人の特性に応じた排泄の支援、個人の特性に応じた入浴支援。 ③日中活動：創作活動、リハビリ活動、散歩（ミニ外出）、季節ごとのイベント等 ④利用者と家族の生活を支えるために、適切なニーズの把握を行う。 ⑤平成30年度～令和3年度まで公益事業として道から受託していた小児在宅医療拠点（地域モデル）事業を終了し、今年度から在宅医療の核となる看護師をはじめ、ピアサポーターや相談支援専門員等を中心とした関係者との茶話会等のコミュニケーションの場を設置する。また、事業内の相談支援の充実を図る。
療育方針	①楽しくおいしく食べられる力をつける。 ②「すっきりした」と感じられる排泄支援。 ③「心地よい」着脱支援。 ④感覚遊び等を中心に、「えがお」や「できた」が得られる、安心感を持てる環境作る。 ⑤一人ひとりの表現による「思い」を見極め、通所時の支援に適切に反映させる。 ⑥言語療法士による療育の利用者に関しては、個々の利用者ごとに作成する個別支援計画書（言語指導計画）に基づき指導・療育を行う。
安全対策	事故や災害に対する認識を深め、救急救命講習や避難訓練を計画的に実施し、事故・災害による被害を最小限にとどめるように努めるとともに、施設整備の保全に万全を期す。さらに今年度は、新型コロナウィルス感染症に関する正確な情報を随時把握し、職員間でリスクの共有を図るとともに、利用者の家庭との連携を密にする。

保健衛生	①送迎前の自宅での検温及び来所時の体温測定等新型コロナウィルス感染症の対策を中心に健康チェックを実施し、感染症の罹患の未然防止に努める。 ②来所時の健康観察等を実施し、疾病（虐待等）の早期発見に努める。 ③衣服調整等を行い、快適な温度調整を行う。 ④学校・病院等からの情報の共有を確実に行う。
職員研修	職員の資質・援助技術や専門技術、支援に対する意識向上とスキルアップを図るため、ケース会議・勉強会などの施設内研修やeラーニングによる個別研修、及び各種外部研修会の参加を奨励する。また、種々の資格取得について奨励し支援する。
権利擁護の推進及び個人情報の適正な取扱い	自己の職業倫理の原則として、人権尊重・権利擁護・自立支援・幸福追求を認識し、法人の「倫理規程」に基づく倫理綱領及び行動指針並びに個人情報管理規程の遵守はもとより、事業所内虐待の未然防止を目指して設けた、虐待マニュアルを適切に理解し、その予防への意識を深めると同時に、児童一人一人の人権を重く受け止め、全職員が児童への虐待、体罰、いじめ、差別などの人権侵害行為を決して行わないことを心から誓い、支援を展開する。また、児童の人権擁護を積極的に推進し、相談・苦情の適切な解決を図る。 児童及び家族の個人情報保護については、「個人情報管理規程」により、個人情報にかかる安全措置の概要、職員教育計画、児童及び保護者等からの開示等の手続き、第三者提供の取り扱い、苦情等問題発生時の対応等について具体的に定めており、これを適正に遵守する体制を効果的に構築する。
法令遵守	児童発達支援ガイドライン及び放課後等デイサービスガイドラインに則って事業を実施する。

④　相談支援事業「きらきらはうす」

基本方針	障がい者（児）の相談を包括的に受けられる事業所を目指す。
支援方針	①利用者が安定、安心した社会生活をおくる為様々な相談に応ずると共にその趣旨及びサービスの提供方法について十分説明する。

	②利用者の意思、選択に基づき医療、福祉、就労支援等のサービスが適切に提供されるようサービス等利用計画を作成する。 ③サービス担当者会議の活用により、関係事業所、関係機関と協力した体制づくりに取り組むとともに、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努める。 ④利用者等との連絡を密にし、断続的なモニタリングを行う。
事業の内容	①利用者の自宅等に伺い面接し課題等の把握を行う。 ②福祉サービスの支給決定又は更新前にサービス等利用計画案の作成を行い、利用者及び家族に対して説明し、同意を得た上でサービス内容を決定する。 ③支給決定又は変更後、サービス事業者等との担当者会議の開催を行う。 ④サービス等利用計画を作成し、利用者及びその家族に対して説明し同意を受け決定する。 ⑤サービス等利用計画の変更 ⑥日常生活用具や予想具の給付支援、成年後見や権利擁護の説明と案内、虐待の通報等の業務を行う。
事業目標	①スキルアップ研修、地域の勉強会等に積極的に参加し個々の資質の向上に努める。 ②医療を含め他業種との連携を図りながら専門性の高い支援ができる様にする。 ③個々のニーズに応じながら法改正を理解し制度に沿って支援をしていく。 ④種々の資格取得について奨励し支援する。 ⑤eランニングによる個別研修を行う
安全対策	事故や災害に対する認識を深め、救急救命講習や避難訓練を計画的に実施し、事故・災害による被害を最小限にとどめるように努めるとともに、施設整備の保全に万全を期す。さらに今年度は、新型コロナウィルス感染症に関する正確な情報を随時把握し、職員間でリスクの共有を図るとともに、利用者の家庭との連携を密にする。
権利擁護の推進及び個人情報の適正な取扱い	自己の職業倫理の原則として、人権尊重・権利擁護・自立支援・幸福追求を認識し、法人の「倫理規程」に基づく倫理綱領及び行動指針並びに個人情報管理規程の遵守はもとより、事業所内虐待の未然防止を目指して設けた、虐待マニュアルを適切に理解し、その予防への意識を深めると同時に、利用者一人一

	人の人権を重く受け止め、全職員が児童への虐待、体罰、いじめ、差別などの人権侵害行為を決して行わないことを心から誓い、支援を展開する。また、利用者の人権擁護を積極的に推進し、相談・苦情の適切な解決を図る。 　利用者及び家族の個人情報保護については、「個人情報管理規程」により、個人情報にかかる安全措置の概要、職員教育計画、利用者及び保護者等からの開示等の手続き、第三者提供の取り扱い、苦情等問題発生時の対応等について具体的に定めており、これを適正に遵守する体制を効果的に構築する。
法令遵守	児童福祉法（障害児相談支援）・障害者総合支援法（計画相談）

共同生活援助事業　「ケアホーム　かのん」

定員		責任者
１８名		大野　晴美
開所年月		**スタッフ数**
H24.04.01		１３人

基本方針	利用者が地域において共同して日常生活を営む事ができる様、利用者の身体及び精神の状況並びにそのおかれている環境に応じて入浴、排泄、食事等の介助、相談その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行う。
事業目標	入居者（利用者）の生活を２４時間体制で支え、安心、安全な生活を提供し、個々の入居者が充実していると思える毎日を過ごせるよう支援に努める。 　入居者主体を基に支援を行い、一人ひとりの声に耳を傾け、表情の変化や意思表示を感じ取り自己決定を促すことができる様に配慮し、その場に応じたベストな支援を実践していくことで、入居者が満足感を得られる充実したものにする。また、家族との連携もしっかりとり、より一層の信頼関係の構築に努める。
事業計画	①個別ニーズをどのようにしたら把握し、実現に向けて支援できるかを入居者、家族とともに考える。 ②個別懇談会を実施し、家族の意見や思いを踏まえて、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じ再アセスメントを実施する。 ③入居者に関する情報・個別ニーズは生活支援員、世話人等職

	員全員が確実に把握し、日々の変化等、職員間の周知を徹底し利用者が有意義な生活を送れるよう支援する。 ④個人で居宅介護を利用している利用者に対して、居宅介護等利用時の心身の状況等を把握し、変化等を見逃さない連携体制を今まで以上に整備する。 ⑤随時、支援内容の確認と見直しを行うとともに、業務内容の効率化を図る。 ⑥地域で暮らしていることを実感できる様、町内の一員として協力できることを探る。 ⑦家族との親睦や要望を考慮し、交流会を年１回実施する。 ⑧各グループホーム利用者の調和を図る。
安全対策	事故や災害に対する認識を深め、救急救命講習や避難訓練（夜間・地震等）を計画的に実施し、事故・災害による被害を最小限にとどめるように努めるとともに、施設整備の保全に万全を期す。さらに今年度は、新型コロナウィルス感染症に関する正確な情報を随時把握し、職員間でリスクの共有を図るとともに、利用者の家庭との連携を密にする。
保健衛生	①新型コロナウィルス感染症の対策を中心に健康チェック（毎朝のバイタルチェックと体温測定）を実施し、感染症の罹患の未然防止に努める。また、うがい・手洗い・衣服調整等の意識づけを行い、規則正しい生活習慣の確立を図る。 ②日中活動の送迎スタッフに体温等健康情報を確実に提供する。 ③疾病（成人病等も含む）の早期発見に努める。
職員研修	職員の資質・援助技術や専門技術、支援に対する意識向上を図るため、ケース会議・勉強会などの施設内研修やeランニングによる個別研修でキャリアアップを図るとともに、各種研修会の参加を奨励する。また、種々の資格取得について奨励し支援する。
権利擁護の推進及び個人情報の適正な取扱い	自己の職業倫理の原則として、人権尊重・権利擁護・自立支援・幸福追求を認識し、法人の「倫理規程」に基づく倫理綱領及び行動指針並びに個人情報管理規程の遵守はもとより、事業所内虐待の未然防止を目指して設けた、虐待マニュアルを適切に理解し、その予防への意識を深めると同時に、利用者一人一人の人権を重く受け止め、全職員が児童への虐待、体罰、いじめ、差別などの人権侵害行為を決して行わないことを心から誓い、支援を展開する。また、児童の人権擁護を積極的に推進し、

	相談・苦情の適切な解決を図る。 　利用者及び家族の個人情報保護については、「個人情報管理規程」により、個人情報にかかる安全措置の概要、職員教育計画、利用者及び保護者等からの開示等の手続き、第三者提供の取り扱い、苦情等問題発生時の対応等について具体的に定めており、これを適正に遵守する体制を効果的に構築する。
行　　事	誕生会（入居者の誕生日）・お雛様・子供の日・合同焼肉会・食事会（外食）他

公益事業

地域生活支援事業 （日中一時支援事業）	障がい者等の日中における活動を確保し、障がい者等の家族の就労及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする。 ①　帯広市・音更町・幕別町・士幌町との委託事業として、各市町村の地域生活支援事業の要綱等に則り、適切に行い支援する。
共生型事業 ①管内の医療的ケア事業所との協力体制の構築	医療的ケア対象者（児）の療育及び地域社会生活の安定を確保するために、他事業所との情報の交換・共有及び連携を行う。また災害時等における業務提携を目指す。
②ふれあい食堂の開設	地域における公益的取り組みとして、生活困窮や難しい家庭環境の子ども達の居場所として「ふれあい食堂」を、ボランティアを募り、食事提供とレクレーションを主に毎月1回、第４日曜日に開催する。但し、新型コロナウィルス感染拡大状況等を鑑み開催を判断する 　この事業は社会や地元自治会等との連携に努め、自ら持つ人材や施設、設備などの資源を活用しその特性を生かして、継続的に子どもの貧困対策問題等に対して支援を昨年同様に実施する。 ①法人（施設）の認知度をアップさせ、地域住民との交流を深め、地域活性化に貢献する。 ②法人独自のボランティア組織体制の充実。 ③安全な食事の提供（保健所との連携）
レスパイトサービス事	福祉サービス等のサービスを利用することができない、法の狭

業	間の日常生活等に、有料で安全に見守り等を行う。
安全対策	事故や災害に対する認識を深め、救急救命講習や避難訓練（夜間・地震等）を計画的に実施し、事故・災害による被害を最小限にとどめるように努めるとともに、施設整備の保全に万全を期す。さらに今年度は、新型コロナウィルス感染症に関する正確な情報を随時把握し、職員間でリスクの共有を図るとともに、利用者の家庭との連携を密にする。
職員研修	職員の資質・援助技術や専門技術、支援に対する意識向上を図るため、ケース会議・勉強会などの施設内研修や各種研修会の参加を奨励する。また、種々の資格取得について奨励し支援する。
権利擁護の推進及び個人情報の適正な取扱い	自己の職業倫理の原則として、人権尊重・権利擁護・自立支援・幸福追求を認識し、法人の「倫理規程」に基づく倫理綱領及び行動指針並びに個人情報管理規程の遵守はもとより、事業所内虐待の未然防止を目指して設けた、虐待マニュアルを適切に理解し、その予防への意識を深めると同時に、利用者一人一人の人権を重く受け止め、全職員が児童への虐待、体罰、いじめ、差別などの人権侵害行為を決して行わないことを心から誓い、支援を展開する。また、児童の人権擁護を積極的に推進し、相談・苦情の適切な解決を図る。 利用者及び家族の個人情報保護については、「個人情報管理規程」により、個人情報にかかる安全措置の概要、職員教育計画、利用者及び保護者等からの開示等の手続き、第三者提供の取り扱い、苦情等問題発生時の対応等について具体的に定めており、これを適正に遵守する体制を効果的に構築する。 また、ふれあい食堂におけるボランティア等のスタッフに対しても権利擁護等の内容を、すべての機会を通じて理解を求める。